

新潟県高等学校体育連盟基本問題検討委員会規程

(名称及び事務局)

第1条 本会は、新潟県高等学校体育連盟（以下本連盟という。）基本問題検討委員会（以下委員会という。）と称する。

第2条 委員会の事務局を、本連盟事務局内におく。

(目的)

第3条 委員会は、本連盟の運営について、その基本方針、その他重要事項を審議し、立案することを目的とする。

(構成)

第4条 委員会は、副会長、地区選出理事、会長推薦理事及び専門部委員長から選出された委員をもって構成する。

2 委員は、副会長1名、地区選出理事各地区1名、会長推薦理事若干名、専門部委員長若干名とし、会長が委嘱する。

第5条 委員の任期は、本連盟役職員の任期に準ずる。

(役員)

第6条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名をおく。

2 委員長及び副委員長は会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会の会務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ隨時開催する。

第8条 委員会で審議・立案した事項は、理事会に報告するものとする。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は、代議員会の承認を得るものとする。

(附則)

第10条 本規程は、平成15年4月10日から施行する。